

②神戸市立本庄小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本庄小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる」という基本認識に立ち、教職員・保護者・地域・関係機関が一体となって、いじめ問題に取り組み、子供たちが楽しく心豊かに日々の学校生活を送ることができるようにと願い、基本的な方針（以下「本庄小学校基本方針」という。）を策定します。

平成26年3月 策定
令和7年4月 改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2. いじめ防止に向けた基本的な姿勢

本庄小学校は、本庄小学校基本方針に基づき、保護者・地域・関係機関と連携しながらいじめの根本的な解決に向けて、取組を進めます。

また、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」に則って「いじめ」を訴えてきた子供の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、子供を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。

そして、いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」が何より重要であり、日々の教育活動の中でこのことに向き合います。

3. 教職員の姿勢

(1) 未然防止の観点から

- ・教育目標「共に」を合言葉に、教師と子供、子供同士のつながりを大切に、子供たち一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、お互いの信頼関係を築けるように働きかけます。
- ・分かる授業、魅力ある学校行事を通じて、一人一人の子供たちが活躍できる教育活動となるように工夫して取り組みます。
- ・不適切な言動や差別的な態度でお互いに傷つけ合うことがないように、子供たちや教職員の人権感覚を高めるように努めます。
- ・「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」という姿勢を様々な場面で子供たちに伝えます。
- ・子供たちと同じ目線で「共に」笑い、涙し、怒り、様々な場と心を共にします。

(2) 早期発見の観点から

- ・いじめの兆候をできるだけ早く察知できるように、危機察知、管理意識を高く保ち、「教師の気付き」を大切にします。
- ・子供の些細な変化に気づき、情報を確実に把握・共有し、いじめが疑われる段階から速やかに対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を親身になって聞く姿勢を大切にします。
- ・グループ内の人間関係を把握し、適切な指導を行います。
- ・日常的に、子供たちが気軽に相談できる雰囲気づくりや環境づくりに努めます。スクールカウンセラーや関係機関との連携も視野に入れて取り組みます。

4. 校内体制について

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、生徒指導担当、学年世話係、学年生徒指導係、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等の参加による、校内いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議します。なお、いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに十分注意して、本校の教職員が共有するようにします。
- ・ いじめ問題に関する教職員の理解と実践力を高めるために、研修を計画的に行います。
- ・ 本校のいじめへの対策についての取組の検証を行います。

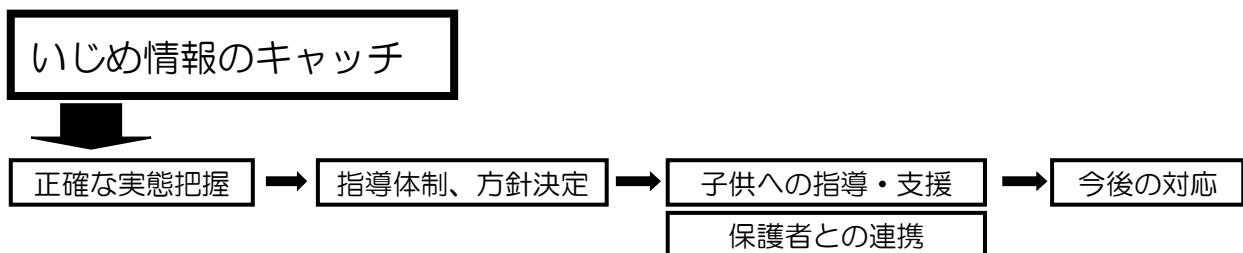
(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・ 校内での指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、普段から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

心のケア（加害者、被害者、保護者等）	➡➡➡	スクールカウンセラー
刑法に触れるとき（暴行や傷害等）	➡➡➡	東灘警察署
家庭環境等の改善	➡➡➡	東部少年サポートセンター・ 東灘区役所健康福祉課 こども家庭センター
心身等への影響	➡➡➡	医療機関 学びの支援センター

5. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気付いた時は、問題を軽視せずにできるだけ早く事実関係の把握を行い対応します。



- ・ いじめに関する情報をキャッチしたら、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会、生徒指導委員会、職員会議などを利用して、情報を共有し、組織的に対応します。
- ・ いじめられた子供を徹底して守り、見守る体制を整備します。
（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）
- ・ 事実関係を正確に保護者に伝え、学校と家庭とが協力して解決にあたります。
- ・ 学級、学年、学校全体の問題として考え、「第三者なし」の原則に従ってみんなで解決にあたります。
- ・ 状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して対応します。
- ・ 再発防止に向けて、いじめを受けた子供、いじめた子供、そして保護者への支援を継続的に行っていきます。

6. 特別な支援を必要とする子供への配慮

特別支援学級に在籍する児童や通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童、外国籍の児童、海外から帰国した児童など外国につながりをもつ児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には特に配慮します。

また、個々の児童を尊重する教育の推進に向けて、特別支援学級と通常の学級との交流を積極的に進めます。

7. ネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止の観点から

- ・インターネットやソーシャルメディアの危険性やトラブル事案について、東部少年サポートセンターの協力を得ながら情報モラル教育を行うとともに、児童・保護者・地域への啓発を進めます。
- ・パソコンや携帯電話・スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期発見の観点から

- ・子供がメッセージを見たときの表情の変化や、トラブルに巻き込まれた時の不安そうな表情などに気付けば、すぐに学校へ相談することを依頼します。
- ・いじめの実態把握の取り組みとして、全市統一のいじめアンケートを学期に1回行います。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除など、関係機関と連携しながら対応します。

8. 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、調査します。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることをふまえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適宜、適切な方法で説明します。

9. その他

- ・本庄小学校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜「本庄小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは改訂を行います。